

テラス護岸等一日利用届（撮影用）

年 月 日

第五建設事務所長 殿

届出人 住 所
氏 名

テラス護岸等一日利用制度に基づき利用したいので、次のとおり届け出ます。

1. 河川の名称
2. 場 所
3. 目 的 映画・テレビドラマ・TVCM・雑誌・その他（ ）
4. 番組名
5. 放送日 年 月 日 時 分から
6. 利用面積
7. 期 間（準備・片づけを含む）
年 月 日から 年 月 日
8. 利用日時（撮影が実際に行われる日時）
年 月 日 時 分から 時 分
9. 参加人数
10. 利用終了後の処理について
11. その他（路上駐車対策・安全対策等）

担当者への連絡先（電話）

担当者氏名

利用に際し、下記の事項を遵守します。

記

1. 利用に際しては、所管建設事務所受領確認後の届出書（副）を土地の見やすい場所に掲示します。
2. 利用に際しては、他の利用者のための通路を確保するとともに、事故を起こさないよう安全対策に細心の注意を払います。万一、利用中に事故があった場合は、自らの責任において処理します。
3. 届出の内容に違反した場合は、直ちに改善を行います。また、改善ができない場合は、すみやかに利用を中止し、原状に回復します。
4. 近隣住民等からの苦情については、自らの責任において処理します。
5. 危険物の持ち込み、焚き火等火気の使用はいたしません。
6. 利用に際して河川管理施設を損傷したときは、すみやかに河川管理者に届け出てその指示に従って原状に回復します。また、これに要する費用は、その必要を生じた限度において自らが負担します。
7. 利用終了後は、清掃等を行い環境美化に努めるとともに、すみやかに河川管理者に報告します。
8. 緊急時（水防時等）には、直ちに利用を中止し、避難動線の確保等に努め、緊急活動（水防活動等）に協力します。
9. 降雨時の利用等、河川の増水等の恐れがある場合は、直ちに利用を中止します。
10. 利用中において、河川管理者の指示があった場合は、利用を中止し、原状に回復します。これに要する費用は、その必要を生じた限度において自らが負担します。
11. その他、利用にあたっては、河川管理者の指示に従います。

担当者 第五建設事務所管理課河川管理担当
03-3692-4356